

## 落札者決定基準

### ((仮称) 中央図書館パブリックサービス機能基本構想策定支援業務)

#### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する（仮称）中央図書館パブリックサービス機能基本構想策定支援業務における事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

##### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

##### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

##### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{総合評価点} \\ (120 \text{ 点満点}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{価格評価点} \\ (60 \text{ 点満点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{技術評価点} \\ (60 \text{ 点満点}) \end{array}}$$

##### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

##### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目⑤「パブリックサービス機能を実現するための現状・課題と、課題解決のための取組についての提案」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

#### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 60 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

※別記「評価表」の「⑥業務実績」については、次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
堺市と同等の人口規模もしくはそれ以上の規模の自治体で複数実績あり	5
中核市以下の人口規模で複数実績あり	4
堺市と同等の人口規模もしくはそれ以上の規模の自治体で1つの実績あり	3
中核市以下の人口規模で1つの実績あり	2
履行実績がない	0

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が30点未満の場合は、失格とする。

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか。</li> </ul>	5点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
②スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に定めたスケジュールに基づき、業務が円滑に進められることが期待でき、かつ、確実に業務が履行できるスケジュールであるか。</li> </ul>	5点	1		
③市民からの意見聴取について（ワークショップ形式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想策定にあたり、市民からの意見を、基本構想へ効果的にフィードバックができるよう企画及び実施に際しての考え方が具体的かつ的確に示されているか。</li> <li>・本市図書館が実施しているこども司書等の取組と関連し、その機会をとらえた手法を具体的かつ確実に履行できる提案となっているか。</li> <li>・市民議論参加手法としてワークショップ形式を前提に、(ア) こども、若者、成人、高齢者、(イ) 男女および多様な性、(ウ) 障がいのある者、(エ) 外国にルーツを持つ市民、(オ) 学校園・地域団体、NPO など、より多くの市民参加が見込むことができ、参加した市民が議論に参加できるような効果的な内容となっているか。</li> </ul>	15点	3		
④市民からの意見聴取について（アンケート形式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画から実施、集計までのスケジュールが具体的に示されているか。</li> <li>・図書館協議会を傍聴していない市民や不特定多数の図書館利用者、図書館を利用したくても利用できない潜在利用者（(ア) 移動することが困難な者、(イ) 仕事や家庭の事情により来館が難しい者、(ウ) 障がい等により利用しづらい者、(エ) 図書館に心理的距離を感じている者）等を対象に、本市市政モニター制度等を活用したアンケートを実施するに</li> </ul>	10点	2		

	あたり、市民ニーズを広く聴取できる効果的な内容となっているか。				
⑤パブリックサービス機能を実現するための現状・課題と、課題解決のための取組についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の自治体としての特性・方針や社会情勢をはじめ、これまでの本市図書館の利用状況・公開している情報（堺市基本計画2030をはじめとした本市の関連計画や中央図書館基本指針、市民の声、図書館利用者アンケート調査結果、市議会での質疑、図書館協議会における答申や図書館協議会委員からの意見、過去の図書館活動など）を踏まえた現実的な項目・取組設定となっているか。</li> <li>項目・取組設定により、関連計画における成果指標等にどの程度寄与できるかが具体的に説明できているか。</li> <li>また設定の根拠に説得力がある内容となっているか。</li> </ul>	20点	4		
⑥業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務実績から、業務の確実な履行が期待できるか。また、過去における実績が豊富で十分な成果が期待できるか。なお、業務実績数や業務内容のみで判断するのではなく、契約相手方の規模等も勘案し、評価する。</li> </ul>	5点	1	堺市と同等の人口規模もしくはそれ以上の規模の自治体で複数実績あり・・・5点 中核市以下の人口規模で複数実績あり・・・4点 堺市と同等の人口規模もしくはそれ以上の規模の自治体で1つの実績あり・・・4点 中核市以下の人口規模で1つの実績あり・・・3点	
		60点（満点）			点（得点）